

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ
一

号外(一) 令和三年八月三日

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 任命権者は、現に外国勤務手当の支給を受けている職員が外国勤務手当のうち住居手当又は子女教育手当の額に相当する分の支給を受ける職員たる要件を具備しているかどうか及びそれらの月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年八月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社